

議案第32号

多可町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

多可町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町消防団条例（平成17年多可町条例第194号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「960名」を「860名」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 多可町消防団条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定員及び団員の種類)</p> <p><b>第3条</b> 消防団員（消防団長を含む。以下「団員」という。）の定員は、<u>960名</u>とする。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>(定員及び団員の種類)</p> <p><b>第3条</b> 消防団員（消防団長を含む。以下「団員」という。）の定員は、<u>860名</u>とする。</p> <p>2～6 （略）</p>